

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-69 前照灯洗浄器 7-69-1 装備要件 (1) 次に掲げる配光可変型前照灯であって、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた当該灯火ユニットについて2,000lmを超えるものには、前照灯洗浄器を備えなければならない。 ただし、二輪自動車に備えるものにあつては、この限りでない。(保安基準第32条第11項関係、細目告示第42条第11項関係、細目告示第120条第15項関係) ① 指定自動車等に備えられた配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 (2) (1)に規定する前照灯以外の前照灯には、前照灯洗浄器を備えることができる。 7-69-2 性能要件（視認等による審査） (1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第12項関係、細目告示第42条第12項関係、細目告示第120条第16項関係) ① 前照灯洗浄器は、走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。 ② 前照灯洗浄器は、鋭利な外向きの突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。 (2) 次に掲げる前照灯洗浄器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第120条第17項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前照灯洗浄器又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前照灯洗浄器又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器 7-69-3 取付要件（視認等による審査） (1) 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第13項関係、細目告示第42条第13項関係、細目告示第120条第18項関係) ① 前照灯洗浄器は、運転者が運転者席において容易に操作できるものであること。	8-69 前照灯洗浄器 8-69-1 装備要件 (1) 次に掲げる配光可変型前照灯であつて、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた当該灯火ユニットについて2,000lmを超えるものには、前照灯洗浄器を備えなければならない。(保安基準第32条第11項関係、細目告示第198条第14項関係) ① 指定自動車等に備えられた配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 (2) (1)に規定する前照灯以外の前照灯には、前照灯洗浄器を備えることができる。 8-69-2 性能要件（視認等による審査） (1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第12項関係、細目告示第198条第15項関係) ① 前照灯洗浄器は、走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。 ② 前照灯洗浄器は、鋭利な外向きの突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。 (2) 前照灯洗浄器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適するものとする。(細目告示第198条第16項関係) 8-69-3 取付要件（視認等による審査） (1) 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第13項関係、細目告示第198条第17項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
② 前照灯洗浄器は、灯火装置及び反射器並びに指示装置の性能を損なわないように取付けられていること。 (2) 次に掲げる前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第120条第19項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	① 前照灯洗浄器は、灯火装置及び反射器並びに指示装置の性能を損なわないように取付けられていること。 (2) 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第18項関係) 8-69-4 適用関係の整理 7-69-4 の規定を適用する。
7-69-4 適用関係の整理 (1) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-69-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第29条第1項第9号から第11号まで及び第2項第3項関係) 7-69-5 従前規定の適用① 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、この規定は適用しなくてもよい。(適用関係告示第29条第1項第9号から第11号まで及び第2項第3項関係) 7-69-5-1 装備要件 自動車に備える前照灯には、前照灯洗浄器を備えることができる。 7-69-5-2 性能要件 (1) 前照灯洗浄器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じるものでないこと。 ② 歩行者等と接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのある鋭利な外向きの突起のないものであること。 (2) 次に掲げる前照灯洗浄器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前照灯洗浄器又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前照灯洗浄器又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器 7-69-5-3 取付要件 (1) 前照灯洗浄器は、7-69-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ① 運転者が運転者席において容易に操作できるものであること。 ② 灯火装置及び反射器並びに指示装置の性能を損なわないように取付けられていること。 (2) 次に掲げる前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	